管理者として果たしていただくべき責務

大阪府の公の施設として、大阪府立万国博覧会記念公園(以下、「府立万博公園」という。)の管理運営を行うにあたり、下記ア〜ナについて責務を果たしていただくこととなります。(なお、指定管理者として果たすべき責務については、別紙 11「大阪府立万国博覧会記念公園管理マニュアル(以下、「管理マニュアル」という。)」にも記載しています。)

ア 個人情報の取扱い

指定管理者が行う公園の管理運営に係る個人情報の取扱いについては、大阪府個人情報保護条例(平成8年大阪府条例第2号)第53条の3の規定により、同条例第2章(府が取り扱う個人情報の保護)の規定が適用されるので遵守すること。

《指定管理者に適用される主な規定の内容》

- ① 収集の制限(第7条)
 - a 収集目的の明確化、必要な範囲内の収集(第1項)
 - b 適法かつ公正な手段による収集(第2項)
 - c 本人収集の原則(第3項)
 - d 本人に対する利用目的の明示の努力義務(第4項)
 - e センシティブ情報収集の原則禁止(第5項)
 - ※ センシティブ情報とは
 - ・ 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報
 - ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
- ② 利用及び提供の制限(第8条)
 - a 収集目的以外の利用・提供の原則禁止(第1項)
 - b 提供先に対し、個人情報の取扱いについて必要な措置を講ずることを求める等 の義務(第3項)
 - c オンライン提供の原則禁止(第4項)
- ③ 適正な管理(第9条)
 - a 正確かつ最新の状態に保持する努力義務(第1項)
 - b 漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務(第2項)
- ④ 委託に伴う措置 (第10条)
 - a 指定管理者が個人情報を取り扱う事務を委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じる義務(第1項)
 - b 指定管理者から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものが、個人情報の漏 えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置 を講じる義務(第2項)

イ 情報公開への対応

指定管理者は、公園の管理運営業務に関し、大阪府があらかじめ指定する書類を施設に備え置き、一般の方が閲覧できるようにすること。

※個人名等、個人のプライバシーに関する情報が記載されている部分、その他法人等、 第三者の正当な利益を侵害する恐れのある情報が記載されている部分は除く。

- ① 指定管理者指定申請書 応募書類
- ② 事業計画書 応募書類
- ③ 収支計画書 応募書類
- ④ 管理体制計画書 応募書類
- ⑤ 管理運営業務契約書
- ⑥ 各年度の事業報告書 「管理マニュアル」の様式による
- ⑦ 各年度の事業実施計画書 「管理マニュアル」の様式による

《情報公開について》

大阪府に提出する応募書類等は、情報公開請求の対象となる。

また、提出書類中、大阪府が定める資料については、大阪府情報公開条例に定める適用除外事項に該当する情報を除いて、当該施設で閲覧できるようにすること。 (大阪府では、担当課・府政情報センターで閲覧できるようにし、⑤は大阪府のホームページに掲載する。)

- ※大阪府が定める資料
 - ①指定管理者指定申請書、②事業計画書、③収支計画書、④管理体制計画書、
 - ⑤管理運営業務契約書、⑥各年度の事業報告書、⑦各年度の事業実施計画書

ウ 労働関係法令の遵守

指定管理者は、公園の管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利 を保障するため、次に掲げる法律のほか労働関係法令を遵守すること。

労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働契約法(平成19年法律第128号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働組合法(昭和24年法律第174号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

エ 公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」を設置していない場合は、対応をすること。

- 《一定規模の事業所とは》
- ① 常時使用する従業員数が 25 人以上の事業所
- ② ①の他知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所

オ 人権研修等の実施

指定管理者は、公園の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、従業者全員に対し人権研修を行うこと。また、指定管理者は、業務に従事する者が、適切に公園の管理運営業務を遂行できるよう、人権研修以外にも公園の管理運営に関する必要な研修を行うとともに、大阪府が実施する研修にも積極的に参加・協力すること。

カ 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じること。また、地震等の災害や事件等の危機事象発生時において、大阪府をはじめ警察・消防等と連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立すること。

- ① 事故や災害が発生した場合は、平日、休日、早朝、夜間にかかわらず、迅速かつ 的確に情報伝達するとともに、対応できる体制を確立すること。
- ② 事故等が発生した場合は、被害者の救護・保護等及び施設の保全等の応急措置を講じること。また、その状況を大阪府に報告するとともに、必要に応じ関係機関に連絡をとり対処すること。
- ③ 重大な事故については、直ちに書面等により大阪府に報告し、その指示に従うこと。
- ④ 特に、震災等大規模災害が発生した際は、府立万博公園は大阪府地域防災計画に基づき「北部広域防災拠点」及び「後方支援活動拠点」に位置づけられており、また、吹田・茨木・摂津の各市の地域防災計画に基づき広域避難地等に指定されている公園のため、大阪府と協力して的確に対応できるよう体制を確保すること。

キ 大阪府が実施する事業への協力

① 大阪府が実施する事業への支援・協力を積極的に行うこと。

例:大阪府障がい者サポートカンパニー制度への登録、男女いきいき・元気宣言 への登録、関西エコオフィス宣言、行祭事イベント、要人案内等

② 「行政の福祉化」に関する次の取組み事例を参考に、公園の福祉的活用について検討すること。

《「行政の福祉化」の取組み事例》

- ・障がい者福祉事業施設で生産された製品の販売
- ・公園で実施するイベントへの出店
- ・売店、飲食施設におけるホールや調理、施設窓口、芝生の人力除草、備品等メン テナンスなどに係る補助業務

など、清掃現場以外での就労支援(※)

※知的障がい者個々人の特性や能力等に応じた業務への従事など、清掃現場以外へ

の就労拡大やキャリアアップにつながるような取組み。

なお、現在、福祉施策の一環として、府立万博公園で開催されるイベント等における「こさえたん製品(福祉施設で生産される製品)」の販売のため、販売スペースの 提供に係る協力を行っています。指定管理者は当該施策に協力すること。

【事務の流れ】

指定管理者が公園のイベントリストを府福祉部担当課に提出

- →当該担当課を通じて福祉施設に情報提供
- →福祉施設から公園に出店依頼があれば、当該施設と指定管理者の間で調整

ク 知的障がい者の継続雇用の取組み等(清掃現場等での就業)

府立万博公園では、清掃業務において知的障がい者 5 名以上(週の労働時間は一人あたり 30 時間以上)を従事させる体制をとること。このとき、上記キ②「行政の福祉化」の取組み事例を参考として、清掃業務以外の現場で従事させる体制をとることも可能とします。

また、府立万博公園では、現在、知的障がい者が1名(週の労働時間は30時間)、 清掃業務に従事しており、当該清掃業務に従事する知的障がい者が引き続き就業を 希望する場合は、必ず雇用してください(上記5名のうちの1名としてカウントし ます)。本人に継続雇用の希望がなく、新たに知的障がい者を雇用する場合であって も、現行と同様の体制(週の総労働時間、保険加入等の雇用環境)を維持すること。 雇用方法については、新規採用を含め、別途提案すること。

知的障がい者の雇用にあたっては、現に当該障がい者の就労支援を行う支援機関 と連携の上、就労、職場定着支援に努めること。

ケ 省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応

大阪府は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」(昭和 54 年法律 第 49 号)の規定により、所有する資産についてエネルギー管理を行い、国に報告書 等を提出する義務が課されている。

指定管理者制度導入施設についても、同法が適用されることから、指定管理者は、 以下の点について対応しなければならない。

- ・ 府立万博公園(万博記念ビル含む)の前年度分の年間エネルギー使用量を把握の 上、所定の様式に記入し、毎年所定の期日までに大阪府に報告すること。
- ・ 省エネ法の趣旨を理解し、大阪府が実施する省エネ施策に協力すること。

また、指定管理者は、業務の実施にあたっては、省エネルギーの徹底と温室効果 ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物 の適正処理に努めなければならない。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調 達 (グリーン調達) に努めること。

コ 大阪府のみどり施策への協力

「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現を目指した取組み等、大阪府の施策方針に従い、みどりの普及拡大や良好な環境づくりに努めること。

サ 第三者への委託について

① 第三者への委託の禁止

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、業務の全部又は主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。主要な部分とは、原則、府立万博公園や公園施設の運営管理や維持管理をマネジメントする業務をいう。やむを得ない理由により、業務の主要な部分の一部を第三者に対して委任し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ書面により大阪府の承諾を得ることが必要である。

② 第三者への委託を行う場合の確認事項等

大阪府では、業務の委託を行う際、大阪府の基準において入札参加停止中又は入札参加除外中の者を契約の相手方としてはならないこととしている。第三者への委託を実施される場合は、その相手方が入札参加停止中又は入札参加除外中でないことをご確認ください。また、第三者への委託金額が500万円を超える場合は、その相手方から大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例58号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、大阪府へ提出すること。

シ 情報管理

指定管理者は、業務の遂行にあたって知ることのできた情報の取扱いについては、 大阪府情報公開条例及び大阪府個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適正な管理のため に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

また、指定管理者は、指定管理業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏ら し、又は、他の目的に使用してはならない。この業務が終了した後においても同様と する。

ス 指定管理にかかる情報の提示

指定管理者は指定管理業務に関するすべての業務情報について、大阪府が必要として提示を求める場合は、これを情報提供するものとする。

公園管理図面等への修正が生じた場合には、これを大阪府へ報告するとともに貸与する図面・台帳を朱書きして大阪府へ提出するものとする。

その他、公園管理において判明した、公園管理図面等への加筆・訂正箇所は図面・ 台帳を朱書きして大阪府へ提出するものとする

セ 適正な公金管理について

管理口座について

管理運営業務の実施にあたっては、事業者の実施する他の事業と会計を区分する こととし、管理口座は、独立した口座を設定すること。

② 会計処理について

会計処理に関する取扱いを決めて、指定管理業務及び自主事業の出納状況が分かるように会計帳簿を作成し、金銭等を適正に管理すること。また、指定管理業務として窓口での現金取扱いが生じることから、手持現金の取扱いを決めるなど、トラブル防止体制を整えること。

なお、会計処理(帳簿等の作成)にあたっては、指定管理業務と自主事業を区分して経理すること。

③ その他

指定管理者が、その業務の遂行に当たり、郵券類やガソリンカード等を使用する場合は、受払簿を作成するなど、適正に管理すること。

ソ 不当な要求に係る届け出等

指定管理者は、契約の履行にあたって暴力団員・暴力団密接関係者等(以下「暴力団員等」という。)から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府への報告及び警察への届出(以下「報告・届出」という。)を行うこと。また、下請業者が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、報告・届出を当該下請業者に指導すること。

タ 法令改正

指定管理期間中に法改正により新たに点検や検査が追加された場合、大阪府と協議のうえ対応するものとする。

チ 公租公課の取扱いについて

指定管理者として事業を行う上で、事業所税、法人市民税、法人府民税及び固定資産税等の納税義務が生じる場合があり得ることから、それぞれの課税義務を所管する税務官公署に確認の上、適切に対応すること。

ツ 使用印鑑届

指定管理者は、管理運営業務を行うにあたり、別に用いる印鑑を定めた場合は、大阪府に使用印鑑届(様式指定あり)を提出しなければならない。

テ 利用者満足度の把握・向上

- ① 利用者から府立万博公園の管理運営に関する要望・意見を積極的に把握し、利用者サービスの改善、利用者満足度の向上、更なる集客に努めること。
- ② 利用者ニーズを把握し、サービス改善等につなげるため、毎年度、利用者満足度調査を実施し、調査結果、対応方針等について公表すること。具体的な実施内容については大阪府と協議すること。
- ③ 公園エリア全体の活性化に資するよう、万博記念公園に関する要望・意見についても把握するように努め、園内事業者(大阪府以外の事業者)と情報共有を図ること。

ト 公園の管理運営や維持管理について (上記ア〜テ以外の事項)

- ① 大阪府の事業を公園において実施する場合の優先的な予約や、催し物等の安全な 開催のための協力など、大阪府が実施する事業への支援や協力、及び公園の利活用 や利用者サービスの向上に係る大阪府からの提案への積極的な協力を行うこと。
- ② 案内、要望及び苦情の対応

利用者や近隣住民等からの問合せ、要望や苦情を受けたときは、「管理マニュアル」等に基づき適正に対応すること。

また、指定管理者は「府民の声」や電子申請システムなどにより大阪府が受け付けた意見について、大阪府と協議の上、必要に応じて改善措置等を講ずるとともに、 回答の作成に協力すること。

さらに、要望等に対してどのように対応したのか(する予定なのか)を広く利用 者に周知することに努めること。

国、地方公共団体や民間団体等からの各種照会・調査等については、以下のとおり適切に対応すること。

- ○指定管理者あての照会・調査等
 - 回答案を作成し、大阪府と協議の上、回答し、その結果を大阪府に報告すること。
- ○大阪府あての照会・調査等

回答案の作成等、大阪府による回答に協力すること。

事故、災害、犯罪等の緊急事態の場合又は早期・夜間対応を要する苦情・要望等を受けた場合には、直ちに大阪府へ口頭報告し、事後速やかに対応した内容について府に対し報告書を提出すること。なお、設置管理瑕疵事案については速やかに報告書を作成すること。

《苦情等処理簿・苦情等集計表》

・指定管理者は、業務を行うにあたって、来園者や近隣住民から苦情や要望を受けた場合は、「苦情処理簿」(様式指定あり)に記録し、大阪府の責務において対応すべき内容である場合は、速やかに大阪府に報告すること。また、指定管理者の

責務において対応すべき内容である場合は、誠実に対応すること。

- ・指定管理者は、受けた苦情等を内容別に分類し、「苦情等集計表」(様式指定あり) に取りまとめて、大阪府に報告すること。
- ③ 指定管理者管理対象外の公園施設等との連携・協力

指定管理者は、管理対象外の公園施設等の管理者と連携し、相互に協力して公園利用者のニーズに応じたサービスの提供を行い、公園全体の魅力を高めるよう努めること。

また、当該施設等(国立民族学博物館等)に係る関係職員及び利用者の園内通行に関し、当該施設等と協定書等を締結することにより、業務入場証、車両通行証、各種通行券等の発行を行うなど、連携・協力を図ること。

なお、今後、旧大阪府立国際児童文学館(活用検討中)を利活用する団体との間で管理や通行等に関する協議を行っていただく場合がある。

④ 地元自治体との連絡調整 指定管理者は、公園の地元自治体との連絡調整に努めること。

⑤ 利用促進等

指定管理者は、公園利用について適宜、広報、ITの活用等を行い、利用の促進に 努めるものとする。

指定管理者は、公園ボランティアの受入れ等府民との協働による公園管理運営の 推進に努めるものとする。

指定管理者は、自ら行う広報、催し物の実施時期や場所、内容等について、あらかじめ大阪府と協議すること。

⑥ 食堂・売店等の運営状況の把握

指定管理者は、食堂・売店の営業日、営業時間、販売価格等運営状況を把握しなければならない。

また、大阪府から請求があったときは、速やかにこれを提出すること。

⑦ 公園日誌の作成

指定管理者は、「公園日誌」(様式指定あり)を毎日記載し、大阪府による履行確認の際に、報告できるようにすること。

⑧ 管理対象区域・内容の変更に関する協議方法

指定管理区域や管理運営業務の内容について見直しがあった場合は協議に応じること。また、公園施設の追加開設など、公園の管理面積や管理施設に変動が予想される場合、あるいは不可抗力その他特別な事象が生じた場合は大阪府と指定管理者で協議を行った上で、「公園管理施設打ち合わせ簿」(様式指定あり)に記録する。この打ち合わせ簿を2部作成し、大阪府と指定管理者がそれぞれ保管することとする。

また、万博記念公園駅周辺地区をはじめ、大阪府が指定管理区域内において事業 者誘致を行う際には、指定管理者の管理範囲から除外するので、指定管理者はこれ に係る協議に応じること。

※協議後に条件が変動した場合は、再度の協議を行います。

⑨ ネーミングライツ等施設の有効活用への協力

今後、大阪府が府立万博公園の施設について、ネーミングライツを実施することがあれば、指定管理者は、ネーミングライツの導入に支障のないよう、協力すること。

- ※ネーミングライツとは、日本語では「命名権」と訳され、一般には、公共施設などがもつ媒体価値をもとに、企業の社名やブランド名などを施設等の名称に付与する権利を取引するもの。
- ⑩ 大阪府の発注工事及びイベントに伴い、園内の電気・水道が用いられる場合、指 定管理者はこれに協力するものとし、メーターの検針及び光熱水費の支払い方法に ついて工事業者等と確認・調整すること。
- ① 光熱水費等の費用負担

万博公園の光熱水費について、府立万博公園とあわせて供給(受電等)を受けている国立民族学博物館や迎賓館(いずれも指定管理外施設)などの園内事業者から 光熱水費を徴収のうえ、指定管理者が支払うこと。(万博記念ビルを含む。)

なお、万博記念ビルに設置する指定管理者の事務所における光熱水費及び清掃等 についての費用負担は、原則として使用量により、その他は占有面積により按分す るものとする。

- ② 大阪府が自動販売機を設置する場合、使用済容器やゴミの回収方法等について自動販売機設置事業者と協議を行い、協定書を定めること。
- ③ 大阪府が行う研修等において、公園内施設等の見学等を実施する場合には、各施設の案内・説明等に関し協力すること。
- ナ 上記のほか、別紙 11「管理マニュアル」に基づき、適正な管理運営に努めること。